

令和4年5月23日

新型コロナウイルス感染症に係る 長期勤続休暇の特例について（案）

1 趣 旨

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、長期勤続休暇について、特例を措置する。

2 改正内容

長期勤続休暇の取得可能期間の終期が令和4年1月1日から令和4年12月31日までの職員について、終期を令和5年12月31日とする。

3 実施時期

令和4年6月16日

4 その他

令和2年度及び令和3年度の特例措置により、終期が令和4年12月31日となる職員も本特例措置の対象とする。